

四国中央市空家等対策協議会 会議記録

開 催 概 要

- 1 . 会 議 名 第1回四国中央市空家等対策協議会
- 2 . 開催日時 平成28年10月28日(金)午後2時00分~午後3時30分
- 3 . 開催会場 四国中央市福祉会館3階会議室1
- 4 . 出席者 (会長) 篠原実
(委員) 苅田清秀、河上公則、合田英昭、蝶野公治、長野勝重、尾藤淳一、三浦裕章、横内康正、竹田正人、早田亮、越智節雄(代理)
(欠席委員: 石川勉、山川彰夫、横田圭三)
(事務局) 喜井孝志
石村泰彦、白川英明、石川博規、鈴木武雄、真鍋真里
- 5 . 傍 聴 者 報道関係者1人
- 6 . 会議次第
 - 1 開会
 - 2 市長あいさつ
 - 3 委員委嘱
 - 4 委員紹介
 - 5 四国中央市空家等対策協議会の概要について
 - 6 職務代理者の指名
 - 7 協議
 - (1) 四国中央市空家等対策協議会傍聴要領について
 - (2) 四国中央市空家等対策協議会申し合わせ事項について
 - (3) 四国中央市の空家等の現況について
 - (4) 特定空家等の判断基準について
 - (5) 四国中央市空家等対策計画の策定について
 - (6) 報告すべき個別事案について
 - (7) その他
 - 8 その他
 - 9 閉会

==== 議 事 概 要 =====

- 1 開会
- 2 市長あいさつ
- 3 委員委嘱
市長から委嘱状を交付する。

4 委員紹介

各委員から自己紹介がある。

5 四国中央市空家等対策協議会の概要について

事務局から「【別紙 1】四国中央市空家等対策協議会の概要について」に基づき説明する。

6 職務代理者の指名

会長が合田英昭委員を指名する。

7 協議

議長が、協議に先立ち、協議題「(7)その他」の提案がないことを確認、協議題は(1)から(6)までとし、「(6)報告すべき個別事案について」は個人情報保護する必要から非公開とする旨を宣する。

(1) 四国中央市空家等対策協議会傍聴要領について

事務局から「【別紙 2】四国中央市空家等対策協議会傍聴要領(案)」について説明する。

質疑なく原案承認する。

(2) 四国中央市空家等対策協議会申し合わせ事項について

事務局から「【別紙 3】四国中央市空家等対策協議会申し合わせ事項(案)」について説明する。

質疑なく原案承認する。

(3) 四国中央市の空家等の現況について

事務局から「【別紙 4 A】四国中央市の空家等の現況について」及び「【別紙 4 B】平成 25 年住宅・土地統計調査愛媛県概要」に基づき四国中央市空き家等実態調査及び平成 25 年住宅・土地統計調査の概況について説明する。

(4) 特定空家等の判断基準について

事務局から「【別紙 5 A】四国中央市特定空家等判断基準(案)」、「【別紙 5 B】空家法、国のガイドライン及び愛媛県の判定基準案の整理」及び「【別紙 5 C】空家法第 14 条に基づく事務の流れ(案)」に基づき、特定空家等の判定基準及びそれに伴う行政措置の運用について説明する。

特定空家等の判定基準及びそれに伴う行政措置の運用について、質疑なく原案承認する。

(5) 四国中央市空家等対策計画の策定について

事務局から「【別紙 6 A】四国中央市空家等対策計画策定作業工程表(案)」、「【別紙 6 B 1】四国中央市空家等対策計画構成(案)」及び「【6 B 2】四国中央市空家等対策計画論点表」並びに「【別紙 6 C】四国中央市空家等対策計画草稿案(ver1.0)第 1 章計画と目的の位置づけ」に基づき説明する。

四国中央市空家等対策計画の策定作業工程及び構成については原案承認する。四国中央市空家等対策計画の計画期間については、本市総合計画を踏まえ、平

成 29 年度から平成 34 年度までとすることを承認する。

論点整理及び四国中央市空家等対策計画草稿については協議を継続する。

各委員は、新たな論点や対策案があれば、次回提出する。

(6) 報告すべき個別事案について【非公開】

非公開協議とし、議長が傍聴者に退室を求める。

事務局から 3 件の事案について、空家法第 9 条に基づく立入調査を進める旨を報告する。

公開協議に戻し、入室を促すが、室外に傍聴者なし。

8 その他

事務局から第 2 回四国中央市空家等対策協議会の日程について見通しを説明する。

9 閉会